



# 新・保険学

堀田一吉

## はじめに

本書は、長年にわたって通信教育テキストとして使用されてきた庭田範秋著『保険学』を全面改訂したものである。前著が発刊されたのは、1995年であったが、奇しくもこの年は、7月に新保険業法が制定され、翌年4月から施行されるという保険業界にとって大きな転換期となる年であった。あれから四半世紀が経ち、保険業界を取り巻く環境は激変した。本格的な保険自由化が導入され、自由競争が始まると、保険業界は、護送船団体制から脱却して、多様な業界再編が進んだ。また、1990年代初頭のバブル経済の崩壊により、日本経済は「失われた20年」に苦悩し、多くの保険会社が経営破綻に陥り、また、生き残りをかけた業界再編が進んだ。

保険をめぐる環境変化が進む中で、学問としての保険学は、むしろその重要性は高まったといえる。さまざまな保険現象を解明するうえで、保険理論が求められ、また保険理論も、現象に対する本質的解明に積極的なアプローチが求められるようになったのである。

保険理論としては、大きく変わることはないが、この間の業界変化を、あらためて保険理論を通して整理することが必要であろう。本書は、伝統的保険学の理論的枠組みを踏襲しながら、新しい学問の成果を取り入れつつ、保険学の体系化を図ったものである。

保険自由化以降の保険業界の変化は著しいものがあつた。テキストとして内容の見直しが必要であつたが、なかなか着手できないまま、年月が流れてしまい、この間、通信教育部の学生の皆さんには、ご迷惑をおかけしてしまった。今回は、そうした保険業界をめぐる環境変化を十分に取り入れて、全体構成を見直した。

本書の特徴は、次のような点である。第1に、全体構成をできるだけわかりやすくなるよう配慮したことである。「保険の歴史」から始まって「保険の理論」、「保険の特性」、「保険の構造」のように、あえて章のタイトルを単純化することで、各章の目的を明確にしたいと考えた。したがって、各章に論及すべき内容がうまく収まるように工夫をしている。

第2に、本書は、単に用語や事象の解説にとどまることなく、その意義や背景要因にまで言及していることである。本書はテキストとしてだけでなく、さまざまな現象に対する著者の見解や評価も加えられており、論文としての性格も十分に併せ持っている。したがって、単に理解するだけでなく、場合によっては批判的な読み方もしてほしい。そうすることで、保険をより本質的に理解することに役立つであろう。

第3に、社会科学としての基本となるべき歴史、理論、政策の3つを踏まえた内容となっていることである。保険理論のみならず、保険現象は、歴史の過程を受け継いで存在する歴史現象であるという認識の中で、単に一時点のものとしてだけでなく、現在に至るまでの経緯を踏まえて、保険政策に反映されている。皆さんには、そうした時間軸の中で、さまざまな保険現象を観察することを進めたい。

本テキストが、通信教育部の皆さんにとって保険学修得の有益な指針となるものと確信している。そのことを十分に意識して、わかりやすく丁寧な記述を心がけたつもりである。それだけでなく内容的には、ある程度の高い水準を維持している。受講生の皆さんには、このテキストをもとにして、それぞれの研究課題を見つけ、さらなる発展につなげていただきたいと切に願っている。

2021年2月 人類のコロナショック克服を祈りつつ

堀田 一吉

\*本書は、『保険学講義』（慶應義塾大学出版会、2021年）として、一般読者向けに出版されている。

## 目次

はじめに

第1章	学問としての保険学	1		
1-1	現代社会の発展と保険学の生成	1		
	(1) 現代社会の発展と保険	1		
	(2) 保険学の生成と発展	2		
1-2	保険学の体系	3		
	(1) 広義の保険学	4		
	(2) 狭義の保険学	5		
1-3	保険学とリスクマネジメント論の関係	7		
	(1) リスクマネジメントの基本構造	7		
	(2) 保険学とリスクマネジメント論	8		
1-4	保険学の基本用語	11		
1-5	保険学研究の現代的課題	15		
第2章	保険の歴史	19		
2-1	福澤諭吉と日本の保険業	19		
	「保険」の紹介者、福澤諭吉	19 / 近代的保険会社の誕生	20	
2-2	海上保険の歴史	23		
	保険思想の起源	23 / 冒険貸借の登場	23 / 海上保険の誕生	25 /
	日本の海上保険	26		

- 2-3 火災保険の歴史 27
  - 近代的火災保険の登場 27 / 日本の火災保険 28
- 2-4 生命保険の歴史 29
  - 相互扶助から保険制度へ 29 / 生命表の発見 30 / トンチン年金 31 / 民間保険の普及から社会保険の導入へ 31 / 日本の生命保険 32
- 2-5 資本主義経済と近代的保険 33
  - (1) 資本主義経済の発達と近代的保険 33
    - 商業資本主義と保険 33 / 産業資本主義と保険 33 / 金融資本主義と保険 34
  - (2) 近代的保険の特徴 34
- 2-6 現代社会の理念と保険制度 36

### 第3章 保険の理論 39

- 3-1 生活リスクと保険 39
  - (1) リスク・自由・責任 39
  - (2) 文明水準のパロメータとしての保険 40
- 3-2 大数の法則と確率 41
  - (1) リスクとロスの関係 41
  - (2) 大数の法則と保険 42
  - (3) 中心極限定理と保険 44
- 3-3 給付・反対給付均等の原則と収支相等の原則 45
  - (1) 給付・反対給付均等の原則 45
  - (2) 収支相等の原則 46
- 3-4 リスク分類における効率性と公平性 47
  - (1) リスク分類と資源配分の効率性 47
  - (2) リスク分類と契約者間の公平性 49
    - 水平的不公平と垂直的不公平 49 / リスク分類と内部補助 52
  - (3) リスク分類とアンダーライティング技術の発達 53
    - アンダーライティング技術の発展 53 / リスク分類の限界 54

- 3-5 保険の経済的機能 55  
 リスクのコスト化機能 55 / リスク移転機能 56 / リスクプーリング  
 (リスク分散) 機能 57
- 3-6 保険の付随的機能 57  
 金融機能 58 / 被害者救済機能 58 / 信用補完機能 58 / リスクコン  
 サルタント機能 59 / 事業促進機能 59

## 第4章 保険の特性 61

- 4-1 保険の基本特性と保険類似制度 61  
 (1) 保険の基本特性 61  
 (2) 保険類似制度との特徴比較 62
- 4-2 経済財としての保険 64  
 (1) 保険の経済的特性 64  
 (2) 保険をめぐる需要と供給 66
- 4-3 保険可能性と限界 67  
 (1) 保険可能性 67  
 (2) 民間保険の限界と政府の役割 68
- 4-4 期待効用理論と保険加入の合理性 69  
 リスクプレミアムはどう決まるか 70 / 危険回避度と効用関数 71 /  
 期待効用理論から見た保険加入の合理性 72
- 4-5 プロスペクト理論と保険 73  
 価値関数で保険加入を考える 74 / 確率加重関数で保険加入を  
 考える 75
- 4-6 情報の非対称性と逆選択・モラルハザード 75  
 (1) 逆選択・モラルハザードの発生要因 75  
 (2) 逆選択とその対応策 77  
 (3) モラルハザードとその対応策 78

第5章 保険の構造	81
5-1 保険の分類	81
(1) 保険の基本分類	81
(2) 生命保険の基本構造	84
5-2 保険料の構造	85
(1) 保険料の構成	85
(2) 自然保険料と平準保険料	87
(3) 個別保険料と平均保険料	88
(4) 一時払い保険料と定期払い保険料	89
(5) メリットレイトの効果と課題	89
5-3 責任準備金の構造	90
(1) 責任準備金	90
(2) 責任準備金と解約返戻金	92
(3) 保険利潤の構造	94
5-4 保険金の構造	95
(1) 被保険利益の3要件	95
(2) 保険価額と保険金額	96
(3) 比例填補原則と実損填補原則	98
(4) 価額協定保険と新価保険	99
(5) 生命保険・損害保険と保険金支払い原則	99
(6) 定額自己負担と定率自己負担	100
5-5 生命保険と損害保険の構造	101
(1) 生命保険・損害保険と第三分野保険	101
(2) 生命保険と損害保険の構造比較	103
5-6 基本的生活保障と社会保険・民間保険	105
(1) 「生老病死」と社会保険・民間保険	105
(2) 社会保険と民間保険の構造比較	107

<b>第6章 保険と金融</b>	111	
6-1 保険の二大機能——経済的保障機能と金融機能	111	
6-2 保険資産の構成	114	
6-3 資産運用の原則	116	
6-4 保険負債の特性	118	
6-5 財務健全性とソルベンシー・マージン比率規制	120	
(1) 保険会社の事業リスクと財務健全性	120	
(2) ソルベンシー・マージン比率の構造	121	
(3) ソルベンシー・マージン比率規制の意義と課題	123	
6-6 運用環境の変化と運用政策	125	
(1) 高度経済成長期から安定経済成長期の運用政策	125	
(2) バブル経済崩壊からデフレ経済時代の運用政策	126	
(3) 低金利経済期の運用政策	127	
6-7 経営戦略の変遷と企業リスク管理	128	
<b>第7章 保険と経営</b>	133	
7-1 保険事業の特性	133	
7-2 保険募集とアンダーライティング	135	
(1) 生命保険と営業職員体制	135	
(2) 損害保険と代理店体制	136	
(3) ダイレクトチャンネルと代理店チャンネル	139	
7-3 販売チャンネルと保険ビジネスモデル	141	
(1) 販売チャンネルの多様化と特徴	141	
(2) 銀行窓口販売と保険会社	143	
(3) ネット生保の特徴と課題	144	
(4) 来店型保険ショップの台頭と課題	145	
(5) 保険ビジネスモデルの再構築	146	
7-4 保険企業の経営形態	148	
(1) ロイズ	148	

(2) 株式会社と相互会社	149
(3) 相互組合・協同組合・交互組合	150
7-5 相互会社の現代的課題	151
(1) 相互会社の設立	151
(2) 株式会社化の功罪	152
(3) 相互会社の経営課題	153
7-6 共済事業と少額短期保険業者	155
(1) 共済事業の特徴と課題	155
(2) 少額短期保険業者の特徴と課題	157

## 第 8 章 保険と市場 161

8-1 世界の中の日本の保険市場	161
8-2 主力保険商品の変遷	163
(1) 生命保険商品の変遷	163
(2) 損害保険商品の変遷	164
8-3 再保険市場の構造と課題	166
(1) 再保険の基本構造	166
(2) 再保険市場の特徴	167
(3) 再保険と異常危険準備金	169
(4) 再保険市場の課題	170
8-4 代替的リスク移転 (ART) と保険	172
(1) キャプティブ保険会社	172
(2) 保険リスクの証券化	174
(3) 保険デリバティブ	175
(4) リスクファイナンスの相関性	177
8-5 保険自由化と市場構造の変化	179
8-6 保険自由化と業界再編成	181

第9章 保険と政策	185
9-1 戦後保険業の成長と護送船団行政	185
9-2 保険自由化と政策転換	187
(1) 保険自由化の背景	187
(2) 保険自由化の経緯	189
(3) 消費者から見た保険自由化の意義と課題	191
9-3 保険セーフティネットの機能と構造	193
(1) 生命保険会社の経営破綻	193
(2) 事前的規制と事後的措置	195
(3) 保険契約者保護機構の構造と機能	197
生命保険契約者保護機構の構造	197
損害保険契約者保護機構の構造	199
事前拋出方式と事後賦課方式	201
9-4 政策介入の根拠と保険政策	203
(1) 政策介入の根拠	203
(2) 料率規制と保険政策	204
9-5 政府規制と契約者保護	206
(1) 保険取引段階と政府規制	206
(2) 保険金不払い問題と契約者保護	208
(3) 契約者保護と政策転換	209
9-6 保険の本質と保険政策	211
第10章 保険の将来	215
10-1 保険の発展と保険の社会化	215
10-2 現代リスクと保険業	217
10-3 人口減少社会の到来と保険業	220
10-4 グローバリゼーションと保険業	223
10-5 デジタル化時代と保険業	226
参考文献	229
索引	231

# 第1章 学問としての保険学

## 〈本章のねらい〉

保険学は、多くの学問の成果を取り入れながら、独自の学問領域を築いてきた。同時に、社会経済の発展に伴って新たに登場するリスクに対して保険が誕生し、さまざまな機能を担ってきた。そうしたさまざまな保険現象に対して、保険学は理論的基盤を提供し、その現象にある本質を解明して、新たな方向性を見出すという重要な役割を果たしてきた。本章では、保険学の学問体系を整理して、とりわけリスクマネジメントとの関係性を明らかにする。さらに、保険学で用いられる基本用語を理解したうえで、保険学を学ぶことの意義や背景について俯瞰する。

## 1-1 現代社会の発展と保険学の生成

### (1) 現代社会の発展と保険

現代社会は、保険の発展とともにあると言っても過言ではない。人々は、経済的豊かさを享受できるようになると、いまの生活をできるだけ長く保ちたいと願い、経済的安定を望むようになる。事故が発生して経済的安定が損なわれるという不安に対処するために、人々は、保険の必要性を強く意識するようになる。

自動車の市民生活への浸透は、経済発展をもたらした日常生活に利便性を与えてくれたが、半面で、深刻な交通事故の問題を作り出した。われわれは、自動車事故を、現代社会が許容せざるを得ない、いわば「許されたリスク」

として捉えて、自動車保険は社会的不安を緩和するために重要な役割を担う存在となった。

企業活動においても、企業は、積極的に事業リスクをとることで利益を獲得し、成長を遂げてきた。現代社会の発展は、リスクへの挑戦の歴史であり、そこでも常に保険が大きな貢献を果たしてきた。現代社会において、リスクは常に生成され続けるものであり、それが新たに保険の必要性を高めていく。

保険は、長い人類の歴史の中で、危険思想が萌芽し、合理的なリスク処理手法として生成し、社会とともに発展を続けてきた。その過程は、紆余曲折や試行錯誤の繰り返しであった。まさに「保険は人類の知恵が凝縮された仕組み」とされる所以である。

また、「金融が経済の動脈であるとするれば、保険は経済の静脈である」という比喩がある。金融は、経済を活動させるための動力（エネルギー）となるものであるのに対して、保険は、その経済活動で不可避的に発生するリスクを処理するものである。金融が経済を活性化させるために重要度を増大させるにつれて、保険も不可欠な存在となる。保険がリスクを合理的に処理する方法を提供することで、安定した経済発展が可能になるのであり、現代の経済システムにとって、保険が果たすべき機能は大きい。

こうした保険現象を研究対象として、その本質を解明する学問が保険学である。保険学は、発展過程の中で蓄積され洗練されてきた理論や技術を踏まえて、新たな社会発展のために、保険をどう貢献させていくべきかを考究する学問である。

## （２） 保険学の生成と発展

わが国では、1895（明治28）年に保険学会が設立されて、本格的な保険研究が始まった。この当時は、日本に近代的保険制度が導入されて、保険に対する社会的関心が急速に高まった時代であった。特に経済発展において重要な役割を担う海上保険の研究が熱心に行われた一方で、ドイツ保険学会からは保険本質論も持ち込まれた。ドイツでは、19世紀末に世界で最初の社会保険が導入されて、国家的指導の下で保険に対する研究が行われていた。日本

では、ドイツの保険理論を積極的に取り入れて解釈し、わが国の制度になじむように修正がなされた。同時に、日本でも多くの学者が独自の保険学説を提唱し、戦後にかけて華々しい保険本質論争が展開された。

戦後になると、次第にアメリカの保険学の影響を大きく受けるようになった。保険本質論に代わって、米国流の実証主義的経済学が、保険学にも徐々に導入されるようになる。とりわけ1970年以降に登場した「情報の経済学 (Economics of Information)」は、保険市場で見られる逆選択やモラルハザードの現象を、情報の非対称性という観点から理論的に解明した。同時に、保険制度が独自にとってきたさまざまな対応策の妥当性を根拠づけることになったのである。また、応用経済学で開発された分析手法が、保険市場を対象に実証されるなど、保険学の研究手法も多様化している。

こうして、保険学が応用経済学の一分野を形成しつつも、依然として伝統的保険学のスタンスを維持しているのは、保険学が常に現実の保険制度と社会経済との最適な融合を追求していることにある。つまり、保険自体が社会とともに常に変化を求められる存在であるということである。

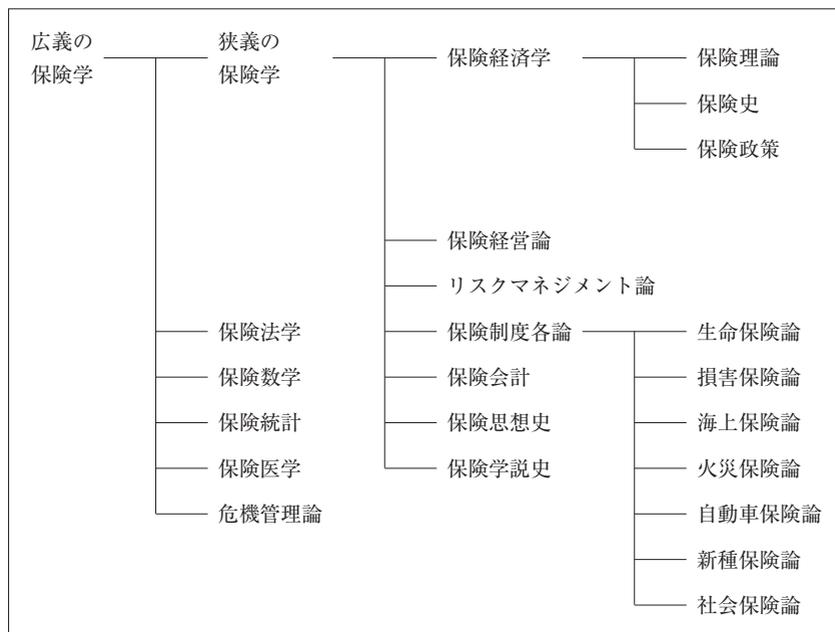
保険学の発展のためには、他の学問領域との関係を深めて、保険学の知見を積極的に発信することも重要である。「保険学は経済学の継子<sup>ママコ</sup>」と揶揄されたこともあった。この批判的表現を返上するためには、社会科学である保険学は、現実社会への貢献を明確に示さなければならない。

## 1-2 保険学の体系

---

保険学は非常に広範な学問領域を束ねている。保険学を体系的に示すと、図表1-1のように表すことができる。広義の保険学は、非常に広範な領域を含んでおり、保険学が集合科学的な特徴を有していることがわかる。商学・経済学が対象とするのが、狭義の保険学であるが、同様に多くの学際的領域が存在している。

図表1-1 保険学の体系



出所：筆者作成

### (1) 広義の保険学

まず、保険は契約であることから、保険学研究における法律学的アプローチとして保険法学がある。保険法学は、保険契約に関する広い領域を取り扱っており、保険法単独で論じられるだけでなく、保険関連法は旧商法の中で取り上げられていたので、商法の一部として論じられることもある（その後、商法から保険関連法規が独立し、2010年に新たに「保険法」として制定された）。また歴史的には、保険制度が海上運送に深い関係があることから、海商法の中で論じられることもある。さらに方法論から、保険約款論、保険契約論、判例解釈論、比較法論など、法律分野は多岐にわたっている。

次に、保険設計において欠かせないのが、保険数理であり保険統計である。保険統計を理論的に分析するには統計学が必要であり、また、保険統計を保険数理的に解析するのが保険数学である。その保険数理を専門的職業として

いるのが、保険数理人（アクチュアリー actuary）である。保険数理人は、「日本アクチュアリー会」の試験に合格したうえで、保険会社の保険数理部門やリスク管理部門で専門的な業務に携わる重要な存在である。

また、保険医学も重要である。とりわけ生命保険においては、リスクを把握するうえで、医学的知見に基づいて、引き受け可能かどうかの判断がなされる。生命保険会社には医療部門があり、その最高責任者が医長と呼ばれ役員待遇である。医療技術は日々進化しており、したがって、対象となる医療リスクも変化している。例えば、以前は長期入院を必要とした疾病も、新薬の発明や医療技術の開発により、入院日数が短縮化している。したがって、新しい医療技術水準に照らして、医療リスクの検証が必要である。

最後に、危機管理論も広義の意味で保険学と関連した分野である。危機管理は、人の生死、国家や企業など人間集団の存亡に関わる問題を広く扱うが、近年、社会問題となっているテロリズムやサイバーリスクなどは、保険的対応の可能性が模索されているところである。

## （2）狭義の保険学

他方、狭義の保険学としているのは、商学の分野で取り扱う領域である。まず、経済学を方法論としている保険経済学がある。ここでは経済学と同様に、理論、歴史、政策の3つの主要な領域に分けられる。さらに経済学の発展に伴って、先端的な応用経済学（マイクロ経済学）の一分野として、保険が研究対象とされている。例えば、近年注目を集めている領域に行動経済学や実験経済学があるが、その手法を保険現象に適用しようという研究が進められている。

次に、保険企業の経営的課題を論じる分野として、保険経営論がある。経営形態論や販売マーケティングなど、保険経営に付随するさまざまな課題について、企業活動の実態を踏まえて本質的解明を試みようとする。

続いて、リスクマネジメント論がある。これについては次節で詳述するが、アメリカの大学で扱われている保険学のテキストの多くに、*Risk Management and Insurance* というタイトルがつけられているように、保険学とリス

クマネジメント論は、一体的に捉えられる風潮が強まっている。ただし、当初は、リスクマネジメント論で論じられている内容の多くは、保険学の中で論じられていたのであり、むしろリスクマネジメント論は、時代を背景に、保険学から独立したと理解するべきだろう。

さらに、保険制度各論がある。保険制度には、多様な種類が存在しているが、それぞれ固有の理論や事情を含んでいる。例えば、生命保険と損害保険では、対象とするリスクの性質が異なり、またリスク処理手法も異なる。したがって、基本的な保険理論を共有しながらも、各保険種目に適合した保険技術を開発し発展させてきた。海上保険論と火災保険論は、戦前から戦後にかけて保険業界の主力種目であったことから熱心に研究が進められ、多くの研究の蓄積がある。主力保険種目が自動車保険に交代すると、自動車保険が研究対象として論じられることになった。また保険理論は、年金保険や医療保険など社会保険の分野でも重要な存在になっている。保険制度の全体を深く理解するためには、保険理論を踏まえた個別の保険種目の考察が必要である。

保険学にとって、保険会計も専門的な領域である。保険事業の会計は、一般の事業会社と異なる規則が取り入れられている。特に保険事業は、長期にわたって保険料と保険金の収受が行われ、その間の資金管理には特別の処理が必要となる。さらには近年、保険事業に時価会計が取り入れられる動きがある中で、専門的人材が不足しているという指摘があり、保険会計の重要性は高まっている。

最後に、保険の本質を理解するためには、歴史的考察を踏まえることも重要である。保険史は、保険事業がどのような社会的背景の中で発展を遂げてきたかを考察するものである。それぞれの保険制度は、必然性をもって生成され固有の発展過程を辿ってきた。そうした中から、保険の社会的意義を捉え直し、発展の方向を探ろうとするものである。

このように保険学は、広い範囲の関連領域を含んでおり、学際的性格を有している。

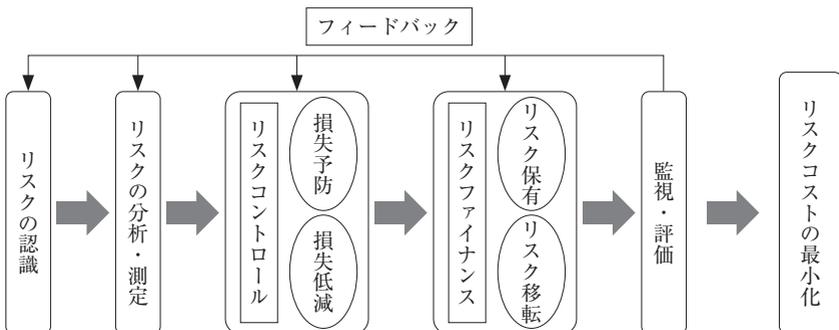
### 1-3 保険学とリスクマネジメント論の関係

#### (1) リスクマネジメントの基本構造

図表1-2は、リスクマネジメントプロセスを示している。リスクマネジメントプロセスは、まずリスクを認識することから始まる。次に、そのリスクを分析・測定することで、対象リスクの性質を把握する。ここでは、重要度を検討することでリスクマネジメント対策の優先順位を決定する。そして、ここから具体的なリスク処理手段の選択を行う。リスクマネジメント手段は、事故発生前の対応策としてリスクコントロール（risk control）と、事故発生後の善後策としてのリスクファイナンス（risk finance）との2段階から構成される。前者のリスクコントロールは、損害頻度を軽減する損失予防（ロスコントロール）と損害規模を軽減する損失低減（ロスリダクション）からなる。例えば、火災報知器の設置は火災頻度を軽減させるものであり、スプリンクラーの設置は損害規模を軽減するものである。

こうしたリスクコントロールを実行した後、依然として存在するリスクを残余リスク（residual risk）という。ここで、事故が発生した場合に備える資金調達的手段をリスクファイナンスという。このリスクファイナンスには、

図表1-2 リスクマネジメントプロセス



出所：筆者作成

リスク保有 (risk retention) とリスク移転 (risk transfer) の2つからなる。前者は、リスクを剰余金や準備金で対応する方法で、リスク自体は、自ら保有することになる。他方、後者のリスク移転は、コストを支払って他者にリスクを転嫁する方法で、この中で最重要なものが保険である。保険以外にも、オプションなどの金融手法を利用したヘッジ手段もある。

リスクマネジメントプロセスでは、これらの手段を講じた後、全体を監視・評価して、修正を繰り返しながら、最適なリスクマネジメント体制を確立していくことになる。そして、企業にとってのリスクマネジメントの最終的な目的は、リスクコスト (リスクマネジメントに要する全ての費用) の最小化を通じて、企業利益の最大化を図ろうということである。

こうして見ると、保険はリスクファイナンスの一手法であり、リスクマネジメントの一部ということになる。しかしながら、リスクファイナンスは、さらに保険と保険以外の金融手法とに分かれて、後者は、ファイナンス分野との急速な接近を示している。すなわち、リスクの証券化やデリバティブといった新しい資金調達手法が発展する中で、リスクファイナンスの手法が多様化する現在、リスクマネジメントは、ファイナンス (金融) との関係が強めている。

## (2) 保険学とリスクマネジメント論

リスクマネジメントの理論体系は、歴史的に見ると、保険システムを中心に構築されてきた。リスクマネジメントが企業経営で意識され始めたのは、アメリカの19世紀の後半であるが、当時は、保険管理 (インシュアランスマネジメント) が中心であった。企業経営者は、保険が対象とするリスクを中心にリスク管理を行っていたのであった。それが、20世紀に入ると、保険を含めたさまざまなリスク処理手法が企業のリスク管理の対象とされて、リスクマネジメントの理論的かつ実践的な方法論が取り上げられるようになった。その後、リスクマネジメント論は、経営学との接近も図りつつ、独自の路線を構築しようとしてきた。

日本にリスクマネジメント論が導入されたのは、保険学よりも一世紀近く

遅れた1970年に入ってからことであった。上述したように、保険学とリスクマネジメント論は、近年、一体的に発展している。それは、両者が表裏一体的な関係にあるからである。しかしながら、両者はやはりそれぞれに固有の対象領域を有している。

図表1-3は、保険学とリスクマネジメント論を比較したものである。保険学は、伝統的に保険の供給者である保険者の理論として構築されてきた。これに対して、後発的に登場してきたリスクマネジメント論は、保険の需要者である企業の理論として築き上げられてきたと言える。したがって、保険学では、保険者が取り扱う純粋リスク（損失だけが生じるリスク）を対象として考察するのに対して、リスクマネジメント論では、純粋リスクのみならず投機的リスク（利益も損失も生じるリスク）をも含めたあらゆるリスクを考察対象としている。

さらに特徴的なのは、保険学では常にリスク処理を集団的に行う方法を念頭に置くのに対して、リスクマネジメント論では、集団に対する意識はなく、あくまでも個別主体（企業）にとって合理的なリスク処理手法を検討しようとする。そうしたことから、保険学が取り扱うリスクは、主として客観的確率（統計に基づく確率）に依拠するのに対して、リスクマネジメント論では、個別主体が認識する主観的確率に基づいた判断がなされることが多いと理解できる。

図表1-3 保険学とリスクマネジメント論

	保険学	リスクマネジメント論
理論	供給者（保険者）の理論	需要者（企業）の理論
リスク対象	主として純粋リスク	純粋リスクと投機的リスク
リスク処理手法	集団的リスク処理	個別的リスク処理
根拠となる確率	客観的確率	主観的確率
目的	保険制度全体の合理性・効率性の追求	個別リスク処理手法の合理性・効率性の追求
方法論的特徴	理論的整合性を重視	実践的妥当性を重視

出所：筆者作成

そして目的に関して比較すると、保険学は、保険制度全体としての合理性や効率性の追求を目的とするのに対して、リスクマネジメント論の目的は、個別主体のリスク処理手法の合理性や効率性を追求することにある。最後に、方法論的特徴を考えると、保険学が、実践的（practical）な妥当性を意識しながらも、理論的（theoretical）な整合性をより重視しているのに対して、リスクマネジメント論は、理論的整合性よりもむしろ実践的妥当性を重んじる傾向が強い。

このように、保険学とリスクマネジメント論は、研究の視点が異なるのであるが、両者は、リスク対策をめぐって裏表の関係にあると同時に、一体的な関係にもある。

リスクマネジメント理論の特徴は、汎用性があることであろう。リスクマネジメント理論は、元来、企業経営に関わる理論であるが、その枠組みは、他の経済活動にも適用可能な部分が多い。既にリスクマネジメントという用語は、日常生活にも浸透している。例えば、われわれの生活においても、まず、リスクの存在を意識して行動を自制しながら（リスクコントロール）、万が一の場合に備えて、あらかじめ資金の手立て（リスクファイナンス）を講じておくはずである。そして、個人が対処可能なリスクファイナンスとして、貯金と保険がある。したがって、リスクマネジメントを考える際には、保険を利用できるかどうかが大きな問題となる。このプロセスは、あらゆる主体に共通する思考であろうから、他の主体にもリスクマネジメントの思考プロセスは有効である。

近年、リスクマネジメント論は、金融分野、特に企業金融（コーポレートファイナンス）の分野との関連性を強めている。これまでの保険学は、ファイナンス（金融）から一定の距離を置いた存在であったが、保険学は、保険と金融との共通機能を認めながら、むしろ、両者の構造的あるいは原理的な相違点を強調することで、保険の存在意義を再確認することを目指している。

## 1-4 保険学の基本用語

---

次に本書を読み進めるにあたって必要となる、保険で用いられる基本用語を解説しておきたい。

### ① 保障 (security)・補償 (indemnity)・保証 (guarantee)

これらの用語は、類似した概念として混同されることも多いが、保険学では意識的に区別して用いている。保障とは、事前的な視点に立った概念で、将来にわたって、現状を保つというニュアンスで用いられる。保障という言葉は、生命保険の分野で用いられることが多い。これに対して、補償とは、事後的な視点に立った概念で、発生した損失を埋め補うという意味で用いられる。補償という言葉は、損害保険の分野で用いられることが多い。そして保証とは、法律的な用語で、債務者が債務を履行しない場合に、これに代わって保証人が債務を履行する義務を負うという意味で用いられる。保証は、保険と同じような役割を担うものではあるが、保険のように集団的処理をするという考え方は存在していない。ちなみに、債務者の信用リスクを保証人に代わって保険会社が引き受ける保証保険という仕組みがある。

### ② 保険者 (insurer)

保険契約の一方の当事者で保険契約を引き受ける者をいう。リスクを引き受けて、対価としての保険料を受け取ることで保険金の給付を行う。民間保険では一般に保険会社を指す。社会保険の場合、保険者は多様になっており、例えば、公的年金保険では国が保険者であるが、公的医療保険における組合健保の場合には、健康保険組合が保険者である。

### ③ 保険契約者 (policyholder)

保険契約の一方の当事者で、自己の名前で保険契約を締結して、保険金請求権など契約上のさまざまな権利を有すると同時に、保険料支払い義務を負

う者である。保険会社と契約条件を交渉し合意に達したうえで、契約書に署名を行うことにより保険契約が成立する。

#### ④ 被保険者 (insured person)

保険の対象となる者で、被保険者が保険事故を被ったときに、保険金給付が行われる。生命保険の保険料は、被保険者の健康状態に応じて算定される。被保険者と保険契約者との関係において、両者が同一である場合、「自己のためにする保険」という。本人が自分自身の保険に加入する場合は、その本人は被保険者であり保険契約者でもある。これに対して、契約者と被保険者が別である場合、「他人のためにする保険」という。例えば、自分の子供に保険をかける場合には、子供が被保険者であり、親は保険契約者となる。「他人のためにする保険」を契約する場合には、原則として被保険者の同意が必要である。

#### ⑤ 保険金受取人 (beneficiary)

保険事故が発生した場合、あるいは保険期間が満了した場合に、保険金を受け取る請求権を持つ者をいう。死亡保険では、被保険者は保険金を受け取ることができないので、必ず、被保険者以外の者が、保険金受取人として指定される。

#### ⑥ 保険金 (claim paid)

保険事故が発生した場合に、契約に基づいて保険金受取人に支払われる金銭をいう。損害保険では、実際の損害と付保割合ふほに応じて保険金が支払われるが、生命保険の場合には、通常、契約時に定められた保険金額が保険金として支払われる。

#### ⑦ 保険金額 (insurance amount)

保険金額とは、保険契約で付保された金額をいう。契約当事者間の定めに基づき、保険事故の発生によって保険者が支払うべき金額あるいは支払限度

額をいう。保険金額は、保険契約者と保険者との合意のもとで、自由に決めることができる。ただし、損害保険では、保険価額を上回る保険金額は設定できない。生命保険における保険金額は、契約者の収入や職業など社会的常識を勘案して、保険者との合意のもとに設定される。

#### ⑧ 保険価額 (insured value)

保険価額とは、保険の目的物の経済的評価額をいう。損害保険では、保険金額の設定における上限額となる。生命保険には、保険価額概念はない。したがって、法律に基づいた厳格な保険金額上限の設定はない。

#### ⑨ 保険料 (insurance premium)

保険契約に基づいて、保障を得る対価として契約者が保険会社に支払う金銭をいう。保険料は、保険会社に蓄積されて保険金給付に充当されるのみならず、保険資金として金融市場で資産運用される。保険料の合理的算定は、財務健全性を維持するために最も重要な要素である。そのために、保険設計に関わるさまざまな統計を収集・分析して、保険数理に基づいて保険料が算出される。そうした部門を担う専門職業人を、保険数理人（アクチュアリー）という。

#### ⑩ 保険の目的 (insurance subject)

保険事故発生の客体をいう。リスクの発生により、損害が発生する対象物である。例えば、火災保険においては、家屋や工場などの建物、自動車保険（車両）においては自動車が保険の目的となる。この用語は、責任保険や生命保険ではあまり用いられない。

#### ⑪ 保険事故 (insurable risk)

保険者が、保険金支払いを約定した不確実性を持った事象をいう。保険事故として認定されることが、保険金支払いの条件となる。保険会社は、保険事故であったかどうかを認定したうえで、損害額を査定して、支払保険金額

を算出する。実務的には、保障（補償）対象とされるリスクを担保危険といい、これに該当しないリスクを免責危険という。保険契約においては、あらかじめ担保危険を明確しておくことが、保険事故の認定の際にも重要である。

#### ⑫ 保険期間（insurance period）

保険者が保障サービスを提供する期間をいう。この保険期間内に、保険事故が発生した場合に、保険者は保険金を支払う義務を負う。保険期間を外れて発生した事故に対しては、保障（補償）の対象とならないことから、保険期間がいつ開始されいつ終了するかは、保険契約において厳格な意味を持つ。

#### ⑬ 保険証券（insurance policy）

保険証券とは、保険契約の成立およびその内容を明らかにするために保険者が作成し、保険契約者に交付する証書をいう。保険証券は、保険者、被保険者、保険契約者をはじめ、保険金額や保険金受取人などが明記された証書であり、通常、保険約款は含まれていない。保険契約が成立したことを証明するための証拠書類である。ただし保険証券それ自体は有価証券ではなく、証書の所持は保険金請求の要件とはならない（保険証券を紛失しても、保険金請求権は失われない）。

#### ⑭ 保険約款（insurance clause）

保険契約に関して、保険者があらかじめ作成した定型的な契約条項をいう。保障（補償）される契約内容が詳細に記載されており、これに基づいて保険金支払いの可否が判断される。すなわち、契約者は、保険約款に基づいて保険金を請求することになる一方で、保険者は、保険約款に基づいて保険金支払いを拒否することができる。したがって、契約者は、本来、保険約款の全てを十分に理解したうえで、保険契約に臨まなければならない。しかし平均的な消費者が、契約内容を正確に理解できる状況にないと考えられるので、保険者には、保険約款の内容をわかりやすく説明する義務が課されている。なお、近年は、保険約款の電子化が進められて、保険契約時に、以前のように

に分厚い保険約款を渡されることが少なくなっている。

## 1-5 保険学研究の現代的課題

---

保険学は保険現象を研究対象とする学問である。経済社会の発展変化に伴って、保険に対する社会的要請が生じ新しい保険が登場してくる。そうした中から、保険学が取り組むべき新しい研究課題が生まれてくる。保険学は、長年にわたって築いてきた理論的基盤を堅固にしつつ、新しい社会的課題に積極的に取り組まなければならない。

その意味では、われわれは、保険を取り巻く社会現象の本質を正しく理解することが必要である。その中から保険にどのようなアプローチが可能であるか、理論的根拠を示しながら考察することが必要である。保険学は、たんに保険自体を論じているだけでは学問の使命に応えられない。

保険学を社会に貢献する有益な学問とするためには、保険経済と保険経営との両方がバランスを保たなければならない。すなわち、保険経済学で保険理論を構築しながらも、保険経営で実現可能性を検証することが必要である。保険理論だけでは机上の空論になりかねない。

保険が、現代社会と密接に関係していることから、現代社会の課題に対して、保険学的アプローチを試みることが求められている。主な研究課題としては、次のようなものを挙げることができるだろう。

第1に、「人生100年時代」における保険の役割についてである。これまで、民間保険と社会保障制度との関係についての理論的考察はなされてきた。そこでは、現行の保険制度を前提とした官民の役割のあり方が中心であった。しかし、「人生100年時代」を考えるとときには、さまざまにリスクにどのように備えるかについて、保険の枠を超えた議論が必要である。もちろん、その中で保険制度が中核的役割を担う存在であることは変わらないであろう。保険業界は、総合的生活保障産業として、保険提供にとどまらず、さまざまな保障手段をトータルで有機的に構築する姿勢が必要であり、そのための理論的枠組みが求められている。同時に、消費者の保険リテラシー（理解力）を

いかに高めるかということが重要であり、保険教育のあり方はこれからの大きな課題である。

第2に、デジタル時代を迎えての保険業のあり方である。デジタル化の進展により、従来まで保険業界が保険設計において用いてきた統計処理の方法が激変する可能性がある。例えば、テレマティクス機器やウェアラブル端末などを用いて、運転者や被保険者の行動をリアルタイム（動的）に把握し、そこからリスクを算出して保険料に反映する手法が開発されつつある。これは、長く蓄積してきた統計資料に基づいた料率算定とは根本的に異なる手法である。また、人工知能（AI）の発展や導入は、保険業を、劇的（ドラスティック）に、場合によっては破壊的（ディスラプティブ）に変えていく可能性も指摘されているところである。そうした新しい時代の中での保険業のあり方は大きな課題であり、保険理論の貢献が期待される場所である。

第3に、グローバル経済が進展する中で、保険がどうあるべきかという問題である。本来、保険業は、国内志向的（ドメスティック）な性格を有しているが、経済のグローバル化が進展するに伴って、保険業のグローバル化が進められ、そのための国際的な取引ルールや安全網の整備などが議論されているところである。また、発展途上国やイスラム諸国などに、保険先進国で発展してきたノウハウを生かすことも重要である。グローバルな経済発展のための保険的貢献をいかに図るかという問題は、今後大きなテーマとなるはずである。

第4に、自然災害をはじめとする巨大リスクに対して保険制度がどのようなアプローチをとるかである。しかし、巨大リスクについては、保険的アプローチ単独では限界がある。政府と民間での協力しながら、抑止（リスクコントロール）と補償（リスクファイナンス）の有効な関係を構築する必要がある。ここでは、災害コストに対する官民における費用負担のルール作りが重要であり、官民役割分担のあり方が問われることになる。それと同時に、リスクファイナンスとしての保険の引き受け余力（キャパシティ）を拡大するための保険技術の開発も進めなければならない。さらに自然災害は、直接的には、国内経済に深刻な打撃を与えるものであるが、再保険市場などを通じて国際

的につながっている現代においては、ますますグローバルな課題としても取り組まなければならない。

第5に、保険と金融の融合についての問題である。リスクファイナンスとしての保険と金融は、それぞれに一長一短にあり、相互に補完的關係を有している。保険技術の発展に伴って、金融との融合が進んでいるが、それと同時に保険の固有性、すなわち「保険とは何か」が問われていると言ってよいだろう。そのことは、保険に対する規制のあり方にも関わる問題であり、金融の規制を保険に適用することの是非が議論される必要がある。

第6に、新しいリスクに対する保険的挑戦である。社会の進展とともに新しいリスク（エマージングリスク）が登場するが、それに対して保険がどのような対応策を考えられるかが重要である。現在では、情報通信技術（ICT）に伴うサイバーリスクは、社会的リスクとしてますます深刻化している。保険にどのようなアプローチが可能かが大きな検討課題となる。

### 自習用研究課題

1. 保険学がわが国に導入された経緯について考察しなさい。
2. 保険学の体系について説明しなさい。
3. 保険学とリスクマネジメント論との関係性について説明しなさい。
4. 本章で述べた保険学が直面する現代的課題について、より具体的な研究課題について考えなさい。